

## 県が国へ照会した内容および回答

### ① 緩和した基準によるサービス従事者の人員基準における、「必要数」の解釈について

問：通所介護利用者 8 名、緩和型利用者 7 名の場合、必要な介護職員は何名となるか

答：必要人員は 2 名（それぞれに人員が必要）

問：通所介護利用者 18 名（必要人員数 1.6）、緩和型利用者 2 名の場合、通所介護の余力 0.4 を以て、緩和型サービス利用者の基準（必要数）に充てることは可能か。

答：不可

問：通所介護と緩和した基準によるサービスを一体的に実施する場合、それぞれの定員の合計数に必要な面積を確保した、1つのスペースで両サービスを提供できる、という解釈でよいか。

答：両者の定員の合計数に必要な面積を確保したうえであれば、1スペースで両サービスを提供できる。ただし、双方のサービス提供に支障がない場合に限る。

### ② 国の Q&A の解釈について

#### 国の Q&A

Q：通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービス A）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか。

A：通所介護と、通所型サービス A 及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員欠如となり、

- ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。
- ・通所型サービス A の部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。

#### 上記 Q&A の解釈について

Q：人員基準自体は通所介護、緩和型サービスそれぞれ個別に判断することとされているにも関わらず、いずれかのサービスに人員欠如が生じた場合は、ともに人員基準違反となる、ということで間違いはないか。

A：Q&A 上、「一体的に運営している以上」との記載はあるものの、人員基準と同様に、減算対象の考え方についても、通所介護（または現行相当）、緩和型サービスそれぞれ個別に判断することとなる。よって、いずれかのサービスの人員欠如によって、双方のサービスがともに減算対象となるということではない。